

規格・基準などの事前意図公告

〔この公告は、貿易の技術的障害に関する協定
(TBT協定) 2.9.1 に基づくものです。〕

「特定機器に係る適合性評価手続の結果の外国との相互承認の実施に関する法律」
の一部改正について

下記のとおり、特定機器に係る適合性評価手続の結果の外国との相互承認の実施に関する法律の一部を改正する予定ですので、お知らせします。

記

1. 件名

「特定機器に係る適合性評価手続の結果の外国との相互承認の実施に関する法律」の一部改正について

2. 対象品目

特定電気用品

3. 趣旨及び目的

近年、インターネット取引の拡大に伴い国内外の事業者が国内消費者に直接製品を販売する機会が増大し、今後もその傾向が見込まれることから、日本国内市場に流通する電気用品の安全を確保するため、電気用品安全法では、国内の製造・輸入事業者を介さずに、一般消費者に直接製品を販売する海外事業者を規制対象として明確化し、国内における責任者（国内管理人）の選任を義務付けるとともに、特定電気用品に求められる適合性証明書の写しの国内管理人への提供及び国内管理人による保存を義務付ける改正を行う予定である。

そのため、特定機器に係る適合性評価手続の結果の外国との相互承認の実施に関する法律における電気用品安全法の特例に関して必要な改正を行い、相互承認協定に基づいて登録された外国適合性評価機関が実施した適合性評価の証明書が、電気用品安全法で登録された外国登録検査機関が実施した適合性評価の証明書と同等の扱いを受けられるようにする。

4. 公布予定 令和6年6月

5. 施行予定 令和7年12月

6. 意見提出先

〒100-8901 東京都千代田区霞が関1丁目3番1号

経済産業省産業技術環境局基準認証政策課／産業保安グループ製品安全課

TEL 03-3501-1511（内線 3431／4301）

7. 意見提出期限

WTO・TBT通報から60日後